

日本帆船組合の石炭運賃値上運動

- 一、主体 日本帆船組合
- 二、所在地 福岡縣若松市元海岸通二丁目
- 三、代表者 常任理事 濱田金太郎
- 四、値上運動を起すに至りたる事情

1、日本帆船組合の内容

帆船業者は従來運輸航路にある團體を有しなかつた爲、運賃や積載量の協定或は運賃の請求取立等荷主補店に對する關係に於て不便不利益を蒙つたのみならず、積地、揚地に於ける各種の陋習さへ多々あり加ふるに海運界の不況運賃の低下は收入の減少となり帆船業者の窮狀亦深刻なるものがあつたので、遂に昭和五年五月若松港に於ける帆船業者等を中心に、其の福利増進、陋習打破の目的下に結合されたのが即ち本組合の前身たる日本帆船聯

盟會であつて、其の組織、目的及び事業等詳細は別紙組合規約の通、而して本年一月五日の臨時總會に於て名稱を日本帆船組合と改稱したのである。

2、若松港に於ける石炭販賣並に輸送業の關係、今回の運賃値上問題に關しては一應若松港に於ける石炭販賣業者（運賃並に物運業者）の關係を概説するの必要あり。尤も販賣業者にして輸送を兼業するものあり、且つ亦運送業者にして販賣業を兼業するものあり、而して若松石炭商會組合（運賃並に物運業者）は即ち此の販賣業者と輸送業者とを會員として成立するものである。

2、石炭販賣業者

販賣業者は之を大別して、イ、大手筋（八社）、ロ、仲買商（約六〇）ハ、小賣商（約三〇）の三者とすることか出来る。而して大手筋は大口の取扱であり、仲買商は主として中小炭坑關係の小口であり、小賣商は地方の小